

議員提出議案第10号

三朝町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年12月18日

提出者	三朝町議会議員	松原成利
賛成者	三朝町議会議員	吉田道明
賛成者	三朝町議会議員	山口博
賛成者	三朝町議会議員	石田恭二
賛成者	三朝町議会議員	能見貞明
賛成者	三朝町議会議員	松原茂隆
賛成者	三朝町議会議員	河村明浩
賛成者	三朝町議会議員	小椋泰志
賛成者	三朝町議会議員	森貴美子

三朝町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

三朝町議会の議員の定数を定める条例（平成14年三朝町条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議員の定数) 第2条 三朝町議会の議員の定数は、 <u>10人</u> とする。	(議員の定数) 第2条 三朝町議会の議員の定数は、 <u>12人</u> とする。

附 則

この条例は、令和7年1月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。